

番 号	19請願第 3 号 (厚生付託)
受理年月日	平成19年 6 月15日
件 名	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外とするよう求めることについて
提 出 者	三鷹民主商工会 会長 沢崎 郁夫
紹 介 議 員	栗原 健治
要 旨	
〔請願の趣旨〕 私たち、三鷹民主商工会は業者団体として、中小業者の暮らしと営業を守る活動をしています。その活動の一環として全商連・民商で、「会員同士の助け合い」の自主共済制度をつくり、「仲間から助けられる喜びと、助ける喜びを分かち合う運動」として、自主的に健全な運営をしています。 今日、共済制度はそれぞれの団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に広く根をおろしてきました。したがって、各団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、自主的に健全に運営されてきた自主共済は、「利益」を上げる保険業とは違うものです。 ところが、2006年 4 月 1 日に施行された「保険業法等の一部を改正する法律（以後、「保険業法」という。）」によって、政府・金融庁が、この自主共済を「保険」として保険会社に準じた新たな法規制をかけてきました。 当初、保険業法の「改正」の趣旨は「共済」をかたって、不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者（契約者）を保護するのが目的でした。ところが、その目的に反し、健全に運営している共済すべてを一律に規制をかける法改正となっており、その規制の内容は会社設立の義務づけや兼業の禁止、保険経理人の選任などの膨大な実務負担に加え、収支の是正命令の権限など、およそ「団体自治」に基づく自主共済の組織と財政のありようを根底から否定し、その存続を不可能とさせるものになっています。そのため障がい者団体を初めとする各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されてきた共済制度が法改正の趣旨にも反した保険業法のため、存続の危機	

に追い込まれています。

相互扶助の制度は奨励こそすれ、否定されるようなことがあってはならないと思います。

よって、日本社会に深く根をおろしてきた「仲間同士の助け合い」という自主共済を、法律で規制したり、「儲け」を追求する会社化にするという保険業法から適用除外にするよう見直し、改善を求めるものです。

〔請願項目〕

下記の事項を内容とする「意見書」を国と関係機関に提出してください。

- 1 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直しすること。
- 2 団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。

以上